

計画作成年度	令和4年度
計画主体	大多喜町

大多喜町鳥獣被害防止計画

〈連絡先〉

担 当 部 署 名 大多喜町農林課
 所 在 地 大多喜町大多喜93番地
 電 話 番 号 0470-82-2535（直通）
 F A X 番 号 0470-82-4461
 メールアドレス nourin@town.otaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）・ニホンジカ・イノシシ・ハクビシン・タヌキ・アライグマ・キョン
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	大多喜町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

（1）被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）	水稻、野菜、果樹、他	1,040千円・6.75ha
ニホンジカ	水稻、野菜、筍、他	182千円・0.76ha
イノシシ	水稻、野菜、筍、他	2,054千円・18.11ha
ハクビシン	野菜、果樹、他	9千円・0.02ha
タヌキ	なし	8千円・0.04ha
アライグマ	果樹、他	128千円・0.34ha
キョン	野菜、豆類、他	271千円・3.07ha

（2）被害の傾向

イノシシについては、被害・目撃情報が全町に及び、ほぼ1年を通して町内全域で農林産物が被害を受けている。特に本町の特産物である筍の被害が1番多く、水稻及びサツマイモ、サトイモなど根菜類の被害や周年における農地の掘り起こしの被害も多い。 ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）については、水稻をはじめ筍、椎茸、キュウリ、豆類などの野菜類及びキウイフルーツ、柿、栗などの果樹類への被害があり、イノシシに次いで被害数値が高い。 ニホンジカについては、筍、水稻及び周年における野菜の被害がある。 タヌキ、アライグマ、ハクビシン等の小動物についてはサツマイモ、サトイモなどの根菜類やトマト、スイカ、柿、トウモロコシの被害も多い。また、ハクビシンについては屋根裏に棲みつき建物への被害も出ている。 キョンについては家庭菜園等の被害が寄せられており、今後、農作物への被害拡大が懸念される。

（3）被害の軽減目標

鳥獣の種類	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）
ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）	1,040千円・6.75ha	728千円・4.72ha
ニホンジカ	182千円・0.76ha	127千円・0.53ha

イノシシ	2,054 千円・18.11ha	1,437 千円・12.67 ha
ハクビシン	9 千円・0.02ha	6 千円・0.01 ha
タヌキ	8 千円・0.04ha	5 千円・0.02 ha
アライグマ	128 千円・0.34ha	89 千円・0.23 ha
キョン	271 千円・3.07ha	189 千円・2.14ha

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	一斉捕獲、罠による捕獲及び追払い等の被害防止対策を大多喜町猟友会へ委託し実施してきた。 一斉捕獲については、猟銃の使用により、主にニホンジカ・キョンの捕獲を春季、秋季、冬季に重点的に実施し、罠による捕獲については、千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、令和元年度に20基、令和2年度に80基、令和3年度に65基の箱罠を購入し、貸出を行った。 また、狩猟免許取得における費用について助成し、捕獲の強化に努めてきた。 捕獲鳥獣の処理方法は、埋設処理としてきた。	有害獣による被害が広域化するなか、新たに狩猟免許を取得する者が減少している。また、猟友会会員の高齢化も進んでおり、有害獣対策の担い手の確保・育成が課題となっている。
防護柵の設置等に関する取組	千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、令和元年度に物理柵1,700m、電気柵6,000m、令和2年度に物理柵850m、令和3年度に物理柵5,348m、電気柵10,258mを整備し、農地への有害獣の侵入を防止してきた。 近年イノシシ防護柵として安価で設置の容易な、簡易電気柵の設置が普及しつつある。	被害拡大の防止を図る為、面的・広域的な整備の推進及び防護柵設置後の管理を徹底し、効果的な柵の運用を行うことが課題となっている。

(5) 今後の取組方針

捕獲等に関する取組としては、狩猟免許補助金の活用を推進し捕獲者の増員を図るとともに、引き続き千葉県鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し罠の増設を行い、有害獣の個体数の減少を図る。

防護柵の設置等に関する取組として、広域的・効果的な設置、有害獣の特徴を考慮した設置方法の周知徹底、設置の適正な管理の指導を推進し被害の減少を図る。

また、今後は獣害被害を受ける者だけでなく、集落が一体となって獣害被害に取り組む意識を持ち、耕作放棄地の管理や野生獣を引き寄せる原

因となる誘因物の撤去など生息環境管理を実施し、野生獣が近寄らない集落作りを目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

大多喜町猟友会による有害獣の捕獲・追払い活動を通年実施するとともに、年間約 35 回の猟銃による一斉捕獲を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年 度	対 象 鳥 獣	取 組 内 容
令和 5 年度 ～ 令和 7 年度	ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）・ニホンジカ・イノシシ・タヌキ・アライグマ・ハクビシン・キョン	ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）については、生息状況の把握及び大型檻による捕獲を推進し、ニホンジカ・イノシシについては罠・銃器等による捕獲の強化を図る。キョンについては生息数・生息域の拡大が見込まれることから、捕獲圧をさらに強めていく。 タヌキ・アライグマ・ハクビシンについては小型の箱罠数を増やし捕獲強化を図る。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
過去の捕獲実績、被害多発地域からの出没状況の報告、聞き取り等により被害状況を把握し設定している。

対象鳥獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）	2 0 0 頭	2 2 0 頭	2 4 0 頭
ニホンジカ	6 5 0 頭	6 5 0 頭	6 5 0 頭
イノシシ	1, 2 5 0 頭	1, 2 5 0 頭	1, 2 5 0 頭
タヌキ	1 2 0 頭	1 3 0 頭	1 4 0 頭
アライグマ	2 6 0 頭	2 8 0 頭	3 0 0 頭
ハクビシン	1 6 0 頭	1 8 0 頭	2 0 0 頭
キョン	8 0 0 頭	9 0 0 頭	1, 0 0 0 頭

捕獲等の取組内容
罠を使用した捕獲を町内全域で通年実施する。特に、被害の多い竹林、水田、畑地の周辺に箱罠やくくり罠を重点的に設置し、ICT 機器も併用していくことで捕獲強化を図る。また、猟銃を使用したイノシシ等の

捕獲を通年実施する。
ニホンザルについては、生息状況調査を行い、重点的・効果的な群れ捕獲を実施する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対 象 鳥 獣
なし	なし ・捕獲許可権限が委譲された場合に捕獲許可申請が適正か判断できる専門知識を有する者がいないため、許可権限委譲を受けることは出来ない。しかし、今後は必要があれば許可権限委譲についても検討していく。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対 象 鳥 獣	整 備 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）	簡易電気柵 4, 0 0 0 m	簡易電気柵 4, 0 0 0 m	簡易電気柵 4, 0 0 0 m
ニホンジカ イノシシ	物 理 柵 4, 0 0 0 m	物 理 柵 4, 0 0 0 m	物 理 柵 4, 0 0 0 m

(2) その他被害防止に関する取組

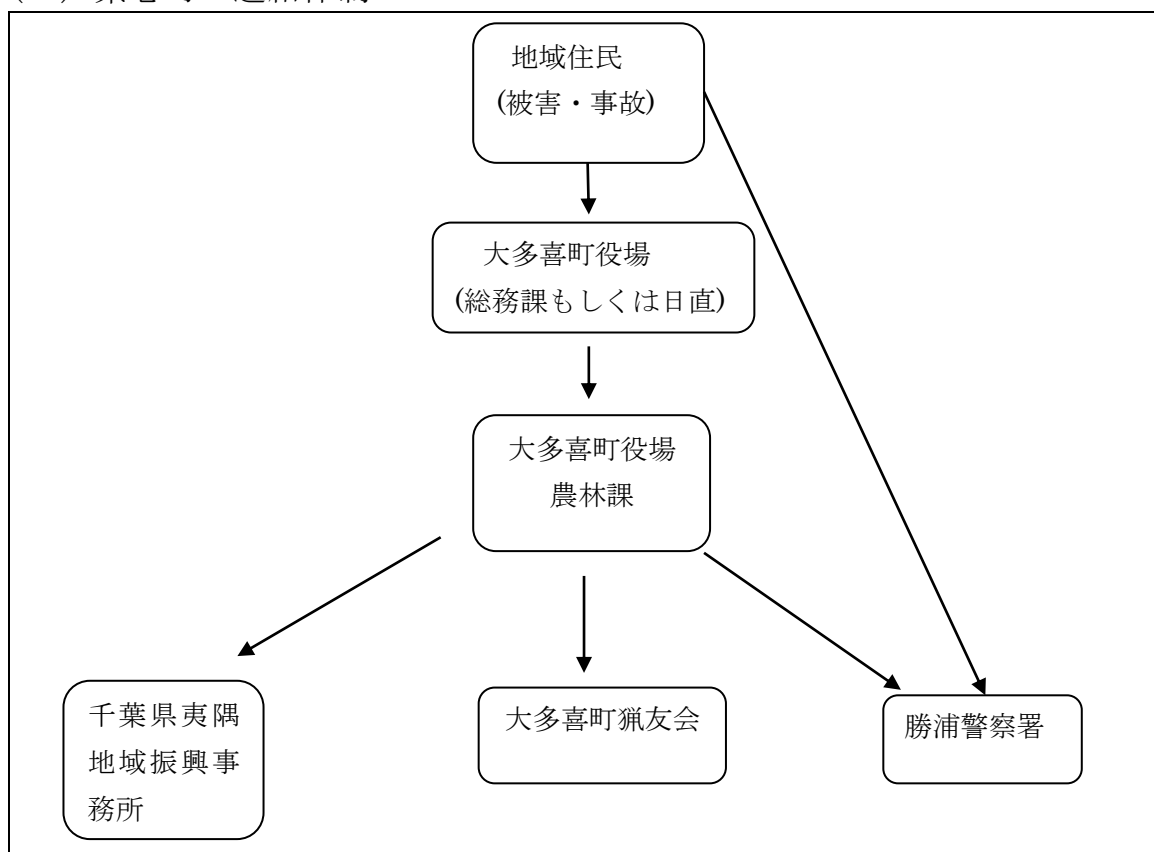
年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5年度 ～ 令和7年度	ニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）・ニホンジカ・イノシシ・キョン	定期的若しくは、被害情報等により大多喜町内全域を対象に猟友会員による追払い活動を実施する。特にニホンザル（アカゲザル・交雑種を含む）については夏季に猟友会員による被害防止パトロールを行う。 また、サルの生息状況調査を実施することにより行動圏の把握及び群れ数を把握し、群れごとの対策を推進していく。 今後は獣害対策講習会や集落環境診断会等を実施し、耕作放棄地の管理や放置果樹等の誘因物の除去など、集落主体で行う生息環境管理を推進していくことで被害の軽減を図る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
大多喜町役場農林課	防災行政無線により地域住民へ周知するとともに、各関係機関と連携し対応を図る。
千葉県夷隅地域振興事務所	捕獲に係る指導・助言、その他必要に応じ、各機関と連携し対応を図る。
大多喜町猟友会	捕獲・追払い作業、その他必要に応じ、各機関と連携し対応を図る。
勝浦警察署	交通規制等の安全確保、その他必要に応じ、各機関と連携し対応を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

基本的には捕獲現場での埋設処理とする。イノシシについては条件を満たした個体について、食肉に加工する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

イノシシについては、千葉県の補助事業により平成17年度に都市農村交流施設整備事業として整備した、野生鳥獣解体処理施設において解体処理し肉の有効活用を行っている。現在は、指定管理者制度において有限会社たけゆらの里大多喜が同施設を管理・運営しており、同社が運営するレストランでジビエ料理を提供している。

また、イノシシ肉の一部は町内の旅館や東京都内のレストランなどに販売もしている。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大多喜町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役 割
いすみ農業協同組合	被害情報の提供
大多喜町農林産物生産出荷組合	被害情報の提供
大多喜町猟友会	有害鳥獣の捕獲実施。パトロールによる追払いの実施。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
千葉県環境生活部自然保護課	捕獲指導・助言
千葉県農林水産部農地・農村振興課	防護指導・助言
千葉県夷隅地域振興事務所	捕獲指導・助言・許可
千葉県夷隅農業事務所	防護指導・助言

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和3年4月30日に設置

隊員は、町内在住者で鳥獣被害対策を積極的に行っている住民で構成し、被害地域の巡回及び地域内における各種相談の受付、防護柵の適正な管理のための指導及び助言、被害対策手法の普及及び指導など鳥獣被害防止対策に係ることを行う。

(4) その他被害防止対策の実施体制に関する事項

特になし

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

隣接する他市町の協議会、または千葉県との情報交換により連携を図る。また、獣害対策の正しい知識を普及し、町民一人ひとりが効果のある対策を自主的に出来るよう整備する。

